

国空保第220号
国空制第399号
運訓第7529号
平成16年8月31日

国土交通省航空局長



防衛庁運用局長



国土交通省航空交通管理センター（仮称）における空域調整に関する覚書

両省庁は、平成18年2月に本格運用開始が予定される国土交通省航空交通管理センター（仮称）における空域の有効利用を図るための業務（以下「空域管理業務」という。）に関して、以下の調整を行うことを確認し、当該業務の実施に係る所要の準備を行うものとする。

- 1 自衛隊高高度訓練／試験空域（同空域と重複する射場を含む。）等を自衛隊が使用しない場合、民間航空機が当該空域を飛行するための調整を行うこと。
- 2 自衛隊の所要に応じて、航空交通管理上の影響を勘案した上で、必要とする特別な臨時訓練空域を設定するための調整を行うこと。
- 3 早期警戒管制機等特別な形態の飛行を要する自衛隊機の運航に係る調整を行うこと。
- 4 その他、空域の有効利用のために必要な調整を行うこと。
- 5 空域管理業務に関わる調整等の細部については、両省庁の関係課長の間で協議して定めるものとする。